

令和5年(行コ)第82号 賃金等請求控訴事件

控訴人 大阪市

被控訴人 松田幹雄

控訴答弁書

2023年10月3日

大阪高等裁判所 第2民事部 5係 御中

被控訴人訴訟代理人

弁護士 藤 原 航
弁護士 櫻 井 聡



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は第1審、2審を通じて控訴人の負担とする

との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する認否・反論

1 「はじめに(控訴理由の概要)」

原判決の判示内容については特に争わず、その余は否認ないし争う。

2 「第1 総論」について

(1) 「1 原判決の概要」について

原判決の判示内容については特に争わない。

- (2) 「争点1 「(1)」に関する原判決の内容は誤っていること
否認する。

- (3) 「争点2 「(2)」に関する原判決の内容は誤っていること」について

否認する。

(4) 「4 原判決の内容が非論理的である箇所が多数存在すること」について
原判決の判示内容については特に争わず、その余は否認ないし争う。

(5) 「5 被控訴人にそもそも損害が生じていないこと」について
否認する。

3 「第2 争点「(1)」について

(1) 「1 原判決の概要」について

原判決の判示内容については特に争わず、その余は否認ないし争う。

但し、原判決が認定した事実には、「その後、●●副校長からメールで承認研修計画書等のひな型の送付を受け、同月22日、●●副校長宛にメールで承認研修計画書を送信している」という事実も含まれているが、控訴人は当該事実を無視して主張を展開している。

(2) 「「①+②+③→④」という論理構成がそもそも非論理的であること」について

ア 「(1) ①と④がそもそも論理的に矛盾していること等」について

控訴人が指摘する原判決の引用部分については特に争わないが、その余は否認ないし争う。

イ 「(2) ③の事実認定も不合理であること」について

控訴人が指摘する原判決の引用部分については特に争わないが、その余は否認ないし争う。

ウ 「(3) ②の事実認定も不合理であること」について

控訴人が指摘する原判決の引用部分については特に争わないが、その余は否認ないし争う。

エ 「(4)」について

否認する。

(3) 「「⑤+⑥→⑦」についての補足」について

ア「(1)」について

否認ないし争う。

イ「(2)」について

否認ないし争う。

ウ「(3)」について

否認ないし争う。

(4)「4 小結」について

争う。

4「第3 争点「(2)」」について

(1)「1 (A) 原判決が適示する「新型コロナに関する社会情勢等」はそもそも本件承認研修を認めるか否かを判断するうえで考慮すべき事情ではないこと」について

ア「(1) 承認研修に関する最高裁判例」

控訴人が指摘する最高裁判例及び裁判例が存在することは認める。

イ「(2) 最高裁判例に照らすと、本件承認研修には「特別の必要性」などないことは明らかであること」

否認ないし争う。

(2)「2 (B)」について

ア「(1) 原判決の説示」について

控訴人が指摘する原判決の引用部分については特に争わないが、その余は否認ないし争う。

イ「(2) 上記説示のうち「上記イ(ウ)の事情」について」について

控訴人が指摘する原判決の引用部分については特に争わないが、その余は否認ないし争う。

ウ「(3)「(a)」の規範定立の根拠が示されておらず不合理でもあること」について

否認する。

エ「(4)「(b)」において」

控訴人が指摘する原判決の引用部分については特に争わないが、その余は否認ないし争う。

オ「(5)「(c)」」について

控訴人が指摘する原判決の引用部分については特に争わないが、その余は否認ないし争う。

カ「(6)「(d)」の判断も誤っていること」について

控訴人が指摘する原判決の引用部分については特に争わないが、その余は否認ないし争う。

キ「(7)小結(「(e)」について)」について

否認ないし争う。

5「第4 精神的苦痛」について

否認ないし争う。

6「第5 結語」について

争う。

第3 被控訴人の反論

1 争点「(1)」に関する反論

(1) (①+②+③→④)の主張について

ア 控訴人の主張

控訴人は、原判決が、①「原告は、帰国翌日である3月18日、新型コロナに関する情勢を踏まえて出勤を差し控えた方が良くと考え、勤怠の扱いについて●●●●教頭に相談し」たこと、②被控訴人は、「翌19日、●●●●副校長から、特別休暇とすることは認められず、休日出勤の振替か承認研修とするしかない旨の説明を聞いて、承認研修を希望する意向を伝え」たこと、③「同

月24日、●●校長から本件承認研修が認められないとの連絡を受けるまで、●●校長らから本件承認研修が認められない可能性を示唆する言動がされたことはいかがわれない」ことから、④「原告が帰国後の新型コロナの情勢等を考慮し、同月19日からの出勤を差し控えたのは、●●校長らが・・・、原告の希望に沿う対応をしていたことによる」という結論を導いている点(①+②+③→④)が非論理的であること、①と④が論理的に矛盾していること、③の事実認定が不合理であること、②の事実認定が不合理であること、①の被控訴人の意思が強固である、と主張している。

しかしながら、以下の通り、控訴人の主張は前提事実を欠き失当である。

イ 原判決の論理構成が(①+②+③→④)ではないこと

控訴人は、原判決の論理構成が上記のとおり(①+②+③→④)であることを前提に原判決を批判しているが、そもそも原判決は(①+②+③→④)という構成ではなく(①+②+「その後、●●副校長からメールで承認研修計画書等のひな型の送付を受け、同月22日、●●副校長宛にメールで承認研修計画書を送信している。」+③→④)という論理構成である。

上記の「その後、●●副校長からメールで承認研修計画書等のひな型の送付を受け、同月22日、●●副校長宛にメールで承認研修計画書を送信している。」という事実は、④において「●●校長らが本件承認研修を提案し、これを希望する原告に対して承認研修の承認に必要な書類を送付するなど、」(控訴人の引用では・・・で省略)と評価されており、原判決が④の結論を導く前提事実となっている事実である。

また、原判決が指摘するとおり、「その後、●●副校長からメールで承認研修計画書等のひな型の送付を受け、同月22日、●●副校長宛にメールで承認研修計画書を送信している。」ことは●●校長らの行為であり、当事者間で争いの無い事実であることから、●●校長らが原告の希望に沿う対応をしていたという事実を導くための重要な事実である。

にもかかわらず、控訴人はこの事実を無視した上で、原判決の論理構成を批判しているが、批判の前提となる原判決の論理構造を曲解又は控訴人自身に不利な事実を無視した上での批判であるから、前提事実を欠き失当である。

ウ 被控訴人が当初から出勤を控える意思を有していたわけではないこと

控訴人は、被控訴人が当初から出勤を控える強固な意思を有していたと主張する。

しかしながら、被控訴人が帰国後当初から出勤しない意思を有していたわけではない。被控訴人は2020年3月18日、●●教頭に対しPCR検査を受けることを希望しており（松田尋問調書2頁）、PCR検査において陰性であれば、通常通り出勤する意思を有していた。そのため、PCR検査の実施を求めたものである。なお、被控訴人がPCR検査の実施を求めたことをについて●●校長は否定していない（●●尋問調書12ないし13頁）。

したがって、控訴人は、被控訴人が当初から出勤しない意思を有していたことを前提に原判決を批判しているが、当該批判も前提事実を欠き失当である。

エ ②及び③の事実認定が不合理でないこと、

控訴人は、●●校長らから本件承認研修が認められない可能性を示唆したとの証言（●●供述5頁）を認定せずに②及び③の事実認定を行ったことが不合理であると主張する。

しかし、上記イで述べたとおり、控訴人の主張は、原判決が「その後、●●副校長からメールで承認研修計画書等のひな型の送付を受け、同月22日、辻野副校長宛にメールで承認研修計画書を送信している。」という事実を認定していることを無視したものであるから、控訴人の主張は前提事実を欠いたものである。

また、前述の控訴人が無視している原判決の認定事実からも、③の事実を推認することができる。

さらに、控訴人は、被控訴人が帰国後当初から出勤しない意思を有していたことを前提に③の事実認定を批判するが、上記ウで述べたとおり、被控訴人は帰国後当初から出勤しない意思を有していたわけではないことから、控訴人の主張は失当である。

(2) ⑤+⑥→⑦の主張に関して

ア 控訴人の主張

控訴人は、原判決が、⑤「●●校長らは、本件出勤命令までの間、原告に対して出勤を求めなかった」こと、⑥「同月23日、●●校長は、市教委に対し、原告について自宅での承認研修として処理する旨を述べていたこと」から、⑦「●●校長らは、市教委から連絡を受けて本件出勤命令を発した同24日まで、原告について自宅での承認研修として扱うこととし、原告が本件中学校に出勤することをおよそ想定していなかったものと認めることができる」と判示し④の事実を補強する事実認定であるが、⑦の事実が④を補強するものではないこと、⑤の事実認定が中途半端で控訴人にとって不利に評価できるものではないこと、⑥の事実で⑦の事実が導けないと主張する。

しかしながら、以下の通りいずれの主張も原判決を曲解し前提事実を欠いた主張であるから失当である。

イ ⑦の事実が④の認定の補強するものではないとの主張について

控訴人は、前述⑤+⑥→⑦となり⑦の事実が④の事実を補強することを前提に原判決を批判している。

しかし、①ないし⑦の事実認定は、すべて「債権者の責に帰すべき事由の有無」（民法536条2項）を判断するための事実認定であるから、⑦の結論を導くために原判決は④、⑤及び⑥の事実認定を行ったと考えるのが自然であるし、原判決の文脈からも、上記のように判読できる。

したがって、⑦の事実が④の事実を補強するものとする控訴人の主張は、原判決を曲解し前提事実を誤った上での批判であるから、失当である。

また、控訴人は⑦の事実が④の事実を補強しない根拠として、被控訴人が本件中学校に出勤しないとの強固な意思を有していたこと、●●校長が承認研修について可能性の域に留まると示唆したことを根拠にしているが、前述の通り、被控訴人は、帰国後当初から本件中学校に出勤しない強固な意思を有していたわけではないし、●●校長らも控訴人に承認研修が認められない可能性を示唆していないことから、前提事実を欠いた主張である。

イ ⑤の事実認定が中途半端で控訴人にとって不利に評価できるものではない、及び⑥の事実で⑦の事実が導けないことの主張について

控訴人は、職務専念義務が課されていることから、常に出勤命令が出されていること、⑥の事実は市教委の見解を導き出すための言動であると主張する。

しかし、原判決が行った事実認定は、被控訴人に対する●●校長らの対応は、控訴人が出勤しなかったことについて債権者の責に帰すべき事由」（民法536条2項）にあたるかどうか判断するためのものである。その上で、原判決は、少なくとも19日から24日までの出勤日3日間について、●●校長らの対応を含め控訴人側の被控訴人に対する対応が、被控訴人が出勤しなかった要因であると認定したものである。原判決は、控訴人側の対応をもとに帰責性について判断したものであるから、控訴人には職務専念義務が課されていることや●●校長の言動が市教委に対するものであるといった事情によって、控訴人側の帰責性が否定されるものではない。

また、被控訴人は、職務専念義務を放棄したわけではなく、在宅勤務又は承認研修という勤務を行っている。控訴人の主張は中学校に出勤することと勤務を行うことを混同した主張であり、指摘は的を射ていない。

さらに、既に述べたとおり、被控訴人が当初から出勤しないという強固な意思を有していたわけではない。

(3) 小括

以上の通り、争点（１）に関する控訴人の主張は、いずれも原判決を曲解した上で前提事実を誤った主張であるから、控訴には理由が無く棄却されるべきである。

２ 「第３ 争点「（２）」に関する反論

（１）「新型コロナに関する社会情勢等」は承認研修を認めるか否かの判断において考慮すべきであること

ア 控訴人の主張

控訴人は最判平成５年１１月２日・集民１７０号２７９頁を引用して、「新型コロナに関する社会情勢等」は承認研修を認めるか否かの判断において考慮すべき事由でないことから、本件承認研修には自宅で行う「特別の必要性」がないと主張する。

しかしながら、控訴人が「新型コロナに関する社会情勢等」は承認研修を認めるか否かの判断において考慮すべき事由でないとする根拠が不明であるから、控訴人の主張は根拠がない主張と言わざるを得ない。

もともと、控訴人の引用する最高裁判例の基準、文科省の通知（甲２４）及び控訴人の本件取扱基準（甲１２）によっても、「新型コロナに関する社会情勢等」は承認研修の可否を決める考慮すべき要素であり、本件承認研修は自宅で行うべき特別の必要性はあったものである。以下、詳述する。

イ 最高裁判例の基準によっても「新型コロナに関する社会情勢等」を考慮すべきであること

最判平成５年１１月２日は、「予定された授業時間の有無それ自体だけではなく、授業と密接に関連する教育課程の編成、諸計画の立案、学校運営上の校務分掌に伴う各種業務も含め、これらに対して支障を及ぼすか否かを総合的に判断すべき」として、承認研修の可否に関する考慮要素として、学校運営上の各種業務に対する支障の有無をあげている。学校運営業務に対して支障が生じるか否かを判断するためには当然に当時の社会情勢を考慮しなけ

れば、支障の有無について判断できないことからすると、最高裁判例の基準から見ても当然に社会情勢を考慮すべきである。この点につき、最高裁が示す学校運営上の支障とは、第一義的には、承認研修を行うことによって生じる支障を想定しているが、本件では承認研修を行わないことによって生じる学校運営上の支障であり、最高裁判例が当初想定した状況とはやや異なっている。しかし、校務の運営と自主研修の調和を図るという教特法22条2項の趣旨からみて、学校運営上の支障を生じさせないとの目的は同じであり、むしろ、本件のような場合は承認研修を認める方が学校運営上の支障が生じないともいえるものである。また、最高裁判例が形成された当時において、新型コロナウイルス感染症の拡大流行という事態を想定することは困難であるから、最高裁判例の当初の想定状況と異なる部分があっても、承認研修の可否について当時の社会情勢を考慮することを否定する理由にはならない。

したがって、最高裁判例の基準からみても承認研修の可否の判断にあたり「新型コロナに関する社会情勢等」を考慮すべきである。

ウ 文科省の通知（甲24）及び控訴人の本件取扱基準（甲12）によっても「新型コロナに関する社会情勢等」を考慮すべきであること

文科省の通知（甲24）においては「職専免研修を特に自宅で行う場合には、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないよう」（第3項④）に行うことが求められており、さらに控訴人の本件取扱基準（甲12）においても「市民や保護者の誤解を招くことがあってはならない」（第7項（2））とされている。

そうすると、当該承認研修が、保護者、地域住民等の誤解を招かないものであるか否かを判断するにあたり、当然に当時の社会情勢を考慮しなければ、承認研修が地域住民らに誤解を与えるものか否かを判断することはできないことから、文科省及び控訴人の行政解釈によっても、承認研修の可否の判断において当時の社会情勢を考慮すべきものであるとされている。

したがって、文科省の通知（甲 2 4）及び控訴人の本件取扱基準（甲 1 2）によっても「新型コロナに関する社会情勢等」を考慮すべきである。

エ 本件の承認研修には特別の必要性があったこと

被控訴人は、帰国直前に新型コロナウイルス感染症が急拡大していたスイスにおり、被控訴人が希望したにもかかわらず PCR 検査も受診させてもらえなかったことから、被控訴人は、新型コロナウイルス感染症に罹患している可能性があった。その可能性がある被控訴人が本件中学校まで出勤することは、公共交通機関を利用している他の者及び本件中学校に出勤している他の教員に対して新型コロナウイルス感染症に罹患させる危険性が充分にあったことから、感染症拡大防止のために自宅において承認研修をする特別の必要性があった。●●校長も被控訴人から相談を受けた当初は、その必要性を認識していたことから、承認研修に関わる書式を被控訴人まで送付する等を行っていた。また、保護者及び市民から見ても、新型コロナウイルス感染症に罹患している可能性のある教員に対して自宅での承認研修を行ったとしても、誤解を招くことは考えられず、むしろ保護者及び市民からは、感染症拡大防止のために承認研修を行うべきと考えるのが通常であり、本件の承認研修について保護者及び市民から十分に理解が得られたものである。

したがって、当時の社会情勢を考慮すると本件承認研修は実施されるべき特別の必要性があった。

この点につき、控訴人は、当時の社会情勢を無視した上で、「不登校生に関わる教員は被控訴人以外にも多数いることから、本件中学校で実施した方が当該教員と協議の場を持つことができる等の利益がある」と主張しているが、この控訴人の主張は、不登校生に関わる他の教員に対して協議の場を通じて、新型コロナウイルス感染症に罹患する危険性を甘受せよというものと同義であり、およそ公的機関の主張とは思えないほど、他の教員の生命身体の安全を無視した主張である。

(2) 本件承認研修の可否につき●●校長に裁量権の逸脱濫用があったこと

ア (a) に対する反論

控訴人は、原判決が判示する「例外的にはあれ、自宅での承認研修が認められる旨が明らかにされていることからすれば、原告について、具体的事情に照らして例外的に自宅での研修を承認すべきかどうかを検討する必要がある」というべきである」について根拠が明示されていないと主張している。

しかし、控訴人が指摘する原判決判示部分の直前に「しかしながら、本件取扱基準は、上記定めに引き続いて、「なお、やむを得ず上記研修場所（自宅を指す。）を承認研修の実施場所として必要最小限の時間で実施しなければならない場合については、客観的な理由について十分精査すること」と規定し、事情によっては自宅での承認研修を認めると定めている。また、承認研修に関する文部科学省の通知においても、自宅での承認研修が認められる場合があるとされている。」と記載している。これは文理上、控訴人の本件取扱基準（甲12）及び文科省の通知（甲24）に例外的に自宅での承認研修を認める規定があることを根拠にして、(a) 控訴人に対して例外的に自宅での承認研修が認められるか具体的事情を考慮すべきであると述べているものであるから、根拠が明示されていないとの控訴人の主張は失当である。

イ 「被控訴人の出勤の必要性」に対する反論

(ア) 「不登校生徒等への対応業務」に関する反論

控訴人は、『「これまでの資料を見直す中で以下の文書を作成」という業務と、現在進行形で不安の最中にある不登校生徒に対しその不安を取り除くべく、本件中学校に出勤して各生徒に電話をかけたり、生徒が学校に来ていないことから配布物を各家庭にポスティングし、その流れでインターホン越しであっても生徒と直接話をするといった業務を比較した際、後者のほうが喫緊の業務であることは明らかである』と主張する。

しかしながら、以下の通り、控訴人の主張は不登校生徒等への対応業務の内容

・実態に沿わない主張である。

まず、2020年2月末頃から同年3月末日までの●●中学校の状況は以下の通りである（甲42の1ないし10）。

記

2020年2月27日（木）、松井大阪市長が大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部長として、コロナ感染症拡大防止の観点から2月29日（土）から3月13日（金）まで大阪市立学校を休校にすることを発表した（甲42の2）。

●●中学校では、1・2年生は、2月26日（水）から28日（金）まで学年末テストだったが、2月28日（金）の学年末テスト3日目を実施してから休校に入った（甲42の1）。

3年生は、次の日から休校となり、後は、3月13日（金）の卒業式でしか会えないという中で、3月28日（金）、急遽、3年間の思い出を集めたムービーを鑑賞、全員で卒業式で歌う予定の『旅立ちの日に』の練習、メッセージの交換等の取組を行った（甲42の2）。（以降、3年生は、関係生徒が、それぞれ3月2日特別選抜合格発表（甲42の3）、3月4日公立高校一般選抜出願、3月11日公立高校一般選抜受験（甲42の5）、3月19日合否発表となった（甲42の7）。そして、3月13日卒業式は卒業生は全員出席、他の出席者・プログラムは減らして●●中学校体育館で実施した（甲42の5）。）

1・2年生には、3月16日（月）の登校日に提出する自習課題を作成し、3月5日（木）、3月6日（金）に担任を中心に訪問・配布した（甲42の4）。3月11日（水）、3月12日（木）にも行い、担任を中心に、家庭訪問して健康観察を実施した（甲42の5）。

3月11日（水）夕方、3月14日（土）から3月22日（日）まで臨時休校が延長されるという連絡を学校ホームページを通じて掲示した（甲42の5）。そして、3月13日（金）夜、3月24日（火）まで臨時休校を再延長し、3月24日（火）は登校日（修了式）、3月25日（水）から春季休業となる連絡を学校ホームページを通じて掲示した（甲42の6）。

3月16日(月)の1・2年生登校日は、午前1年生、午後2年生に分かれ、さらにクラスを番号で分けて実施した。その日は、学年末テスト返却、課題プリント回収、新たな課題の配布等を行った(甲42の6)。

3月24日(火)登校日は、1年生は8時40分から8時55分までの間に登校、2年生は10時45分から11時までに登校し、放送による修了式と学活を行い、通知表等をもって下校した(甲42の7ないし8)。

3月25日(水)からの春季休業は、部活動も再開されたので、3月中は通常の春季休業と変わらないものになった(甲42の8ないし10)。

以上

そして、●●中学校が上記のような状況の中で、被控訴人が2020年3月12日の夜までに実施した不登校生徒に対する対応業務は以下の通りであり(不登校生徒A～Dさんはいずれも当時2年生。甲22のAないしDと同一、甲43)、訪問時の状況の報告は、各担任に伝えていた。

記

・3月5日(木)10:00 Cさん訪問

課題を届けると同時に、最近やっているゲームの話などを聞く。本人によると四字熟語の漢字練習プリントを少しやったということで、やろうと思った気持ちを聞いたところ「なんとなく」と答えた。

・3月5日(木)11:20 Bさん訪問

課題等を渡す。本人は3月16日(月)には行くつもりであると返答した。就学援助の手続きのことなど、お母さんへ伝えるように依頼した。

・3月6日(金)14:00 Dさん訪問

本人が戸口まで出てきてくれる。支援学級担任の先生と話したかどうかを聞き、学校の様子を話した。

・3月9日(月)11:00 Aさん訪問

本人が玄関先に出てきてくれる。原学級で授業が受けづらい気持ちについてアドバイ

スをした。また、連絡を絶たないようにお願いした。

・3月12日(木) 14:00 Dさん訪問

戸口のところで呼びかけ、長い間持っていたが、出てこず。3月16日の登校日の詳細についての学校ホームページの記事を玄関のところに置いて帰る。

以 上

以上の通り、被控訴人は本件中学校に出勤して各生徒に電話をかけたり、生徒が学校に来ていないことから配布物を各家庭にポスティングし、その流れでインターホン越しであっても生徒と直接話をするといった業務を行った上で、不登校生らが、進路選択が問われる3年生に進級するにあたって、各不登校生に対するこれまでのかかわりの経過をふり返り、教訓を明らかにし、今後のかかわり方に対する基本方針を明確にするために、これまでの資料を見直す中で文書を作成したものである。

このことは、甲22を精査すれば容易に判明できることあるにもかかわらず、控訴人は不登校生徒等への対応業務の内容・実態に沿わない主張を行っており、主張自体失当である。

(イ) 「新任教員に対する研修指導」に関する反論

控訴人は新任教員に対する研修指導結果をまとめるために新任教員と協議するため、被控訴人が出勤する必要があったと主張しているようである。

しかし、大阪市教委が新任教員に配布した2018年度採用新任研修要項において、「1年目の成果と課題」の日程は2月5日及び7日とされており、例年、2月初旬には新任教員研修の協議や確認は終了しており(甲44)、本件の承認研修の期間において、新任教員と新任研修結果について協議する必要性はない。

したがって、控訴人の主張は、新任教員研修の日程を看過した主張であり前提を欠いたものである。

また、控訴人は、被控訴人が2020年3月22日に資料を学校から持ち帰ったことを根拠に、新任研修の報告書を自宅で作成したと主張している。

しかし、原審において述べたとおり、「平成31年度新任教員研修指導内容調査

書」(甲20の1)及び「平成31年新任教員研修指導報告書」(甲20の2)は、被控訴人が2020年4月1日に学校に出勤した後作成し、同月2日に提出したものである。その根拠は、上記文書の書式が学校内に設置された校務支援パソコンを使用してのみ作成することが可能な物であるため、被控訴人が上記文書を自宅で作成するなどということは到底考えられないからである。また上記「報告書」は、学校が大阪市教委に対して報告するための校内研修の自己評価であり、作成責任は校長にあり、被控訴人が作成責任を負うものでもない。

さらに、控訴人は原判決が、初任者研修関係の資料を持ち帰ったことを「本件承認研修のために必要な資料」とであると認定したことを稚拙な事実認定であると非難する。

しかし、上記の原審の認定は何ら不合理なものではなく事実と整合するものである。

被控訴人は、「今年度の教育活動のまとめを行い、今後の課題を明らかにすること」という目的で、「不登校生へのかかわり方、および、その中で大切にすべきことを実践・実例から明らかにすること」を内容として自宅で勤務した。(甲22)そして、2019年度末本件中学校での働き方のまとめ、不登校生に対する関わりの経過とその中でみえてきたこと、2018年度から2019年度の不登校生などに対する個別事例や現状・課題等を分析し、その結果みえてきた事項を確認し、各担任等と共有したものである。その検討を行う過程において、新任研修関係の資料が必要だったにすぎない。

以上の通り、控訴人の主張は、被控訴人の自宅勤務の成果である甲22の内容を全く精査せず、一部の事実を曲解した上で虚偽の事実を交えた上での主張に過ぎず主張自体失当である。

ウ(b)に対する反論

(ア) 判示の理由が無いこと及び弁論主義違反の主張に対する反論

控訴人は、ここでも原判決が「当時の社会情勢等については、上記例外的

な取扱いを認めるべきか否かに際して十分に考慮すべき事情があったといえる」と判示している部分に理由が示されていないと主張するが、すでに上記アで述べたとおりであるから、控訴人の主張は失当である。

また、控訴人は原判決の弁論主義違反を主張するが、そもそも原判決が認定した事実は主要事実ではないため、弁論主義違反の問題は生じていない。原判決は「大阪市は、3月21日、同日以降の帰国者については特別休暇扱いとして、2週間の職務免除を実施した（弁論の全趣旨）。」と認定している。確かに大阪市は2020年3月5日（乙3）において特別休暇の付与について通知を出したのみで、同月21日以降に新たに通知を出したわけではない。しかし、原判決は、同月21日以降に通知を出したと認定しているわけではないので、特に矛盾が生じたりしているわけでもない。

したがって、控訴人の主張は原判決の認定を曲解した主張に過ぎず失当である。

(イ) 補足部分に関する反論

控訴人は、対面授業を基本とする学校教育がテレワークになじまないことを理由として、本件の自宅での承認研修について例外的な取扱いを認めるべきではなかったと主張する。

しかし、本件で被控訴人が求めていた自宅での承認期間中、本件中学校は休校で、授業も全く行われず、部活動で来校する生徒以外は学校に登校しない状況であったことから、控訴人が主張するテレワークになじまないとする対面授業が実施されることはなかった。

また、控訴人は令和2年2月28日付文科省の通知（甲3）が「公立学校の教職員については、基本的には勤務することになる」と明記していることを根拠に学校教育において教員は学校に出勤することが基本であることが当然の前提になっている、と主張する。

しかし、文科省の通知（甲3）は公立学校の教職員に対して、勤務を求め

るだけで学校に出勤することを求めている。むしろ、「教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。」としており、在宅での勤務を推奨していたものである。

さらに、控訴人は休校期間中の方が生徒・保護者等への対応が高かったかのような主張をしているが、休校期間中は授業が実施されないことから、学校の主たる業務である授業に関する業務は基本的に停止していることから、通常一般人の理解では、休校期間中の方が生徒・保護者等への対応が低くなるのは当然である。上記控訴人の主張は休校期間中に授業がなされていないという事実を看過した主張であり失当である。

加えて、控訴人は、2020年2月末から3月にかけて、裁判所がテレワークを実施していないこと等を理由に、控訴人が承認研修を認めるべきであったとはいえないと主張しているようである。

しかし、学校において教職員が行う業務と裁判所が行う業務は全くことになっており、控訴人が業務の共通性や相違性を指摘することなく、裁判所の例を根拠とする意図が全く不明である。例えば、裁判所の業務の一つである弁論期日及び公判期日の実施は、民事訴訟法及び刑事訴訟法の規律を受けるもので、裁判所が唐突に自由に通信機器を使用してテレワーク等で期日を実施することはできないことを考慮しても、学校において教職員が行う業務と裁判所業務は大きく異なっている。そして、控訴人は在宅勤務を認めるための制度がないとも主張するが、新たな制度を制定する必要など一切無く、校長が教職員に対し出勤を免除し在宅で勤務するように命じるだけで足り、令和2年2月28日付文科省の通知（甲3）からも在宅勤務が認められることは明白である。また、東京都においては2020年2月28日付で在宅勤務を認めるとの通知を発している（甲17）。

以上の通り、控訴人の主張する本件の自宅での承認研修について例外的な取扱いを認めるべきではなかったとする理由は、いずれも理由がないことか

ら、主張自体失当である。

エ (c) に対する反論

控訴人は、「説明しなかったのはそもそも考慮していなかったからである」というのは、論理が飛躍していると主張するが、市教委の職員は、自宅研修が認められない根拠について説明すると述べた上で本件取扱基準の留意事項6の(2)を指摘している。ここで、市教委が例外的に自宅研修が認められるか否かについて検討していれば必ず、原告に対して説明をするはずであるが、例外的にであっても認められない理由について述べていない事実からは、そもそも考慮していないと認定するのが自然である。

したがって、控訴人の主張は失当である。

オ (d) に対する反論

(ア) 裁判所の求釈明に関する反論

控訴人は、裁判所から求められた求釈明について回答していたと主張する。

しかし、控訴人が指摘する令和4年6月15日付準備書面(6)をみても、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大していた2020年3月の情勢について、いかなる評価を行い、どのような理由及び判断過程で本件承認研修を認めないとしたのかについて全く明記されていない。

したがって、控訴人の主張は、原判決を論難するのみで、主張自体失当である。

(イ) 承認研修を認めなかった理由の補足に対する反論

控訴人は、前述の最高裁判例の事案を引用しつつ、本件では、新型コロナウイルス感染症流行地域に渡航したとしても誰でも新型コロナウイルス感染症に罹患するおそれがあったことから、体調不良がなかった場合、他の教員と同じく例外なく学校に出勤すべきであり、そうしなければ、あえて感染症流行地域に渡航することで自宅での承認研修を認めさせようとする教職員が生まれ学校運営に支障が生じると主張している。

しかし、以下の理由により上記の主張はおよそ公的機関の主張とは考えられないものである。

まず、第1に、控訴人は、体調不良がなければ、新型コロナウイルスに感染している可能性が抽象的であると主張するが、新型コロナウイルス感染症は、発症前または無症状であっても他者に感染させる危険性があることは当時すでに明らかであった（甲14）。にもかかわらず、控訴人は、PCR検査等の科学的検証によって新型コロナウイルスに感染していないことが確認されていないという他者に感染させる具体的な危険性を包含した状態にあっても、最大限の用心をしたうえで出勤しなければならなかったと主張しているのである。この主張はPCR検査で陰性であったという科学的な根拠が無くとも、体調不良でなければ出勤し他者に新型コロナウイルス感染症を撒き散らすことを求めるもので、感染症の予防及び流行の防止を責務とする地方公共団体の主張とは到底考えられないものである。

また、第2に、たまたま感染者が増加したスイスに渡航した被控訴人にだけ、体調不良も生じていないのに自宅での承認研修を認めると、他の教員が自宅での承認研修を認めてもらう目的で新型コロナに感染しやすい場所に行く者が出たり、不公平感が生じて学校運営に支障が生じるとも主張する。

しかし、2020年3月17日の時点で感染流行地であるヨーロッパからの帰国者は2週間待機することが求められ（甲5の1）、政府も同月18日に検疫の強化によって、2週間の待機を求めることを決定していた。そして、控訴人においては、すでに検疫法に基づき停留された場合は特別休暇を行う扱いになっていた（乙3）ことからすると、今後は本件の被控訴人のようなケースは、特別休暇になると考えられる。そうすると、控訴人が主張するような他の教員が自宅での承認研修を認めてもらう目的で新型コロナに感染しやすい場所に行くことや、不公平感が生じるといったことはおよそ考えられない事態である。

さらに、第3に控訴人は、裁判所のケースを理由として挙げているが、前述したとおり、裁判所と学校運営は全く異なる業務であるから、何ら根拠とはならない。

以上の通り、控訴人の主張する承認研修を認めなかった理由は、主張自体失当である。

3 精神的苦痛に関する反論

(1) 控訴人の主張

控訴人は、被控訴人がスイスに渡航する前から自身の残りの年休について認識していたことから、スイスから帰国後は欠勤になっても自宅待機をしようとして当初から考えていたと主張している。

しかし、被控訴人が原審における第2準備書面の第1の4項において述べたとおり、控訴人の主張は時系列を無視したもので失当である。

(2) 2020年3月の新型コロナウイルス感染拡大状況について

被控訴人が関西国際空港を出国した2020年3月12日の時点では、スイス国内における感染者数は814名であり、日本国内の感染者数より少ない状況であった。また原告が向かおうとしたジュネーブは「十分注意してください(レベル1)」程度であり、スイスの空港における制限措置等は導入されておらず、日本との往来に影響はなかった(甲19)。欧州が新型コロナウイルスの世界的な流行の中心になった旨WHOの事務局長が述べたのは、同年3月13日のことであり(甲16の1)、日本では翌14日以降欧州の感染の危険性が報道されたものである(甲14、甲16の1～3)。

そして、当該事実について控訴人は原審において、特に争っていない(原審の準備書面(2)参照)。

にもかかわらず、控訴人は、2020年3月頃の新型コロナウイルス感染症の拡大状況についての時系列を無視し、控訴審においても被控訴人がスイスに渡航する前から自らが感染する可能性を認識していたかのような主張を行っており、主張と

して失当であるばかりでなく、このような被控訴人に責任転嫁する控訴人の姿勢に対して憤りを感じる。

以 上